

2022年10月4日

お客さま各位

秋田信用金庫

当座勘定規定の一部改定について

平素は秋田信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、全国銀行協会では、2022年11月4日より全国各地の手形交換所での手形・小切手の交換決済を廃止し、電子データで交換決済を行う電子交換所へ移行することとしております。これに伴い、当金庫では、下記のとおり当座勘定規定およびこれに付随する約束手形用法、為替手形用法、小切手用法を改定いたしますのでお知らせいたします。

記

1 改定日

2022年11月4日（金）

2. 改定する規定

当座勘定規定（一般用）

3. 改定内容

当座勘定規定（一般用）のうち、「手形、小切手の支払い」、「手形、小切手用紙」、「印鑑照合等」、「個人情報センターへの登録」の条項のほか、これに付随する「約束手形用法」、「為替手形用法」、「小切手用法」について、別紙記載のとおり改定いたします。

以上

別紙

○当座勘定規定（一般当座用） ※下線部分が変更箇所

改定後	現行
<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>（1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p><u>（2）前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p><u>（3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u></p>	<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>（1）（同左）</p> <p>（新設）</p> <p><u>（2）（同左）</u></p>
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p><u>（4）当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</u></p> <p><u>（5）手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p><u>（6）当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>（7）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（4）（同左）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改定後	現行
<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>（1）手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（<u>電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます</u>）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任をおいませぬ。</p> <p>（2）手形、小切手として使用された用紙（<u>電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます</u>）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>（3）この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p>（削除）</p>	<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>（1）手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（<u>追加</u>）を、届出の印鑑（<u>追加</u>）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任をおいませぬ。</p> <p>（2）手形、小切手として使用された用紙（<u>追加</u>）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>（3）（同左）</p> <p><u>第27条（個人信用情報センターへの登録）</u> <u>個人取引の場合において、つぎの各号の事由がひとつでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間（ただし、下記3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は、自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</u></p> <p><u>（1）差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</u></p>

改定後	現行
	<p>(2) <u>手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u></p> <p>(3) <u>手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</u></p>
<p>第<u>27</u>条 (保険事故発生時における預金者からの相殺) (略)</p>	<p>第<u>28</u>条 (保険事故発生時における預金者からの相殺) (略)</p>
<p>第<u>28</u>条 (規定の変更) (略)</p>	<p>第<u>29</u>条 (規定の変更) (略)</p>
<p>約束手形用法 1. ～3. (略) 4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。 (2) 金額をアラビア数字(算用数字1、2、3・・・)で記入するときは、<u>チェクライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</u> (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u> (4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがな</u></p>	<p>約束手形用法 1. ～3. (略) 4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。 (2) 金額をアラビア数字(算用数字1、2、3・・・)で記入するときは、<u>チェクライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには※、★などの終止符号を印字(追加)してください。なお、文字による複記はしないでください。</u> (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壱、弐、参、拾、など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。(追加)</u> (新設)</p>

改定後	現行
<p style="text-align: center;"><u>いようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、金庫名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(下図斜線部分)は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p> <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(下図斜線部分)は使用しないでください。</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p>
<p>為替手形用法</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字1、2、3・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには<u>「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。</u>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。</u><u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧</u><u>に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に</u></p>	<p>為替手形用法</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字1、2、3・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには<u>※、★</u>などの終止符号を印字 <u>(追加)</u> してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壺、弍、参、拾、など</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。 <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>

改定後	現行
<p><u>掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、金庫名に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。(追加)</p>
<p>小切手用法</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字1、2、3・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。</u>また、<u>崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがな</u></p>	<p>小切手用法</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字1、2、3・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには<u>※、★</u>などの終止符号を印字(追加)してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壹、貳、参、拾、など</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。(追加)</p> <p>(新設)</p>

改定後	現行
<p><u>いようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、金庫名、QRコード欄に重なることがない</u>ようにしてください。</p> <p>6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記がQRコード欄に重なることがない</u>ようにしてください。</p>	<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。 (追加)</p> <p>6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。(追加)</p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧（新設）

	<u>1</u>			<u>2</u>			<u>3</u>		<u>4</u>			<u>5</u>		<u>6</u>		
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸

	<u>7</u>			<u>8</u>		<u>9</u>		<u>10</u>		<u>100</u>			<u>1,000</u>			<u>10,000</u>	
漢数字	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。